

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

1) 地域の災害等リスク

<洪水>

当市のハザードマップによると、概ね100年～150年に1回程度の大雨「計画規模降雨」の外水氾濫では、市内で最大3m～5mの浸水が想定されている。また、概ね1000年に1回程度の大雨「想定最大規模降雨」の外水氾濫では最大5m～10mの浸水が想定され、浸水の深さが50cm以上になってから50cmを下回るまでの時間「浸水継続時間」は最大3日～1週間未満と想定されている。特に加古川以西、法華山谷川以東の地域において外水氾濫による浸水想定が大きい。

<土砂災害>

当市のハザードマップによると、主に市内中北部の山裾付近に土砂災害警戒区域(イエローゾーン)及び土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン)が指定されている区域がある。主要道路である国道2号線・国道250号線の一部に上記区域が指定されている。

<高潮>

当市のハザードマップによると、市内の大部分が高潮による浸水想定があり、最大で3m～5mの浸水が想定されている。市内事業所の多くが市中南部に位置しているため多くの事業所で浸水が想定される。

<海溝型(南海トラフ)地震・津波>

兵庫県が平成26年に実施した南海トラフ巨大地震被害想定をもとに、高砂市に最も危険がある可能性が想定される範囲を震源とする地震が発生した場合で、地震の規模をM9.0と想定したとき、南海トラフ付近で発生する高砂市の最大震度は6強と想定されている。

また、この想定において揺れに加えて最短116分後に最大津波水位2.3m(T.P)の津波が想定されており、市内南部地域において最大0.5m～3mの浸水が想定されている。市内の浸水想定面積は86haとなっている。

<内陸活断層型(山崎断層帯)地震>

当市の付近で大規模な地震が想定される断層として山崎断層があり、兵庫県が平成21～22年に実施した内陸型活断層地震による被害想定をもとに、地震の規模をM8.0と想定したとき、市内における最大震度は7を想定している。

<液状化>

南海トラフ地震・山崎断層帯地震時の市内液状化危険度は特に市南部において「極めて高い」と判定された地点が多く、特に山崎断層帯地震では液状化危険度が「高い」以上と判定された地点が市の面積の半分近くを占めるなど液状化リスクが高いとみられている。

<感染症、サイバー攻撃等>

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速なまん延により、当市においても多くの市民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。

当市の主要産業である製造業では、サイバー攻撃による情報の漏洩や精密機器の故障等のリスクへの対策が急務となっている。

2) 商工業者の状況

- ・商工業者数 3,046 事業所
- ・小規模事業者数 2,024 事業所

【内訳】

業種	商工業者数	小規模事業者数	備考（事業所の立地状況等）	
商工業者	建設業	347	230	市内に広く分散している
	製造業	258	171	市内に広く分散しているが、特に臨海部に多い
	卸・小売業	600	398	市内に広く分散している
	飲食業	412	274	市内に広く分散している
	サービス業	830	551	市内に広く分散している
	その他	599	400	市内に広く分散している
	計	3,046	2,024	

3) 当所の取組

- ・事業者に対する普及啓発活動
 - i) B C Pセミナーの開催 損保会社との共催によるセミナーを開催し、事業者に対しハザードマップや過去の災害発生時の被害の状況や事例・災害からの復旧事例などの情報提供を通して注意喚起を図っている。
 - ii) サイバーセキュリティー対策セミナーの開催 兵庫県警との共催によるセミナーを開催し、サイバー犯罪の現状やセキュリティー対策について事業者への情報提供・注意喚起を行っている。
 - iii) 広報媒体による情報提供の実施 当所会報誌「なびつま」への記事掲載・チラシ封入をはじめ、ホームページ、メールマガジン等において施策やB C P策定支援事業の周知を図っている。
- ・事業者に対するB C P策定支援
 - i) B C P策定支援セミナー及び専門家による策定支援の実施 災害リスクや事業者B C Pに関する基礎セミナーを開催するほか、個別相談会を通して事業者のB C P策定を支援とともに、B C P策定に取り組む企業の実情に応じて、連携する損害保険会社や専門家の協力を得てB C P策定を支援している。
 - ii) 事業継続力強化計画の策定支援の実施 中小企業等経営強化法に基づく「事業継続力強化計画」の策定支援を経営指導員等により実施している。
 - iii) 損保会社と連携した簡易版B C Pの策定支援及び活用できる保険・共済制度の案内 事業者B C Pの策定支援を通して、災害が経営に与えるリスクに向き合うきっかけとしており、損保会社とともに簡易版B C Pの策定支援を行うことで、企業に備えの大切さを働きかけ保険・共済等によりリスクに備えるきっかけとしている。
- ・災害対策物資の備蓄
 - i) 感染症対策のための消毒液等備品の配置 当所倉庫にて、感染症対策のための消毒液・ボトル・飛沫防止パネル・非接触型体温計等を備えている。

II 課題

現状は、緊急時の対応については高砂商工会議所内の防災体制にとどまっており、発災時の商

工業者の状況把握や高砂市との被害情報共有について具体的な体制が整備されていない。加えて、BCP策定に対して小規模事業者は認識が低い、そのような小規模事業者にBCP策定の必要性を周知し続ける必要がある。また、BCP策定指導を行う指導員のレベルアップも必要である。

感染症対策については、管内の小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルール作りや感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスク対策として保険の必要性を周知するなどが必要である。

サイバー攻撃対策においては、攻撃を受けていることにも気づかず、知らない間に個人情報や抜き取られシステムにアクセス制限がかけられ身代金を要求される等のケースもあるため、ウイルス対策ソフトを導入する、OSやソフトウェアを最新の状態にしておく、パスワードは長く複雑にし、使いまわさない等の対策の必要性を周知するなどが必要である。

III 目標

- ・小規模事業者に対し自然災害リスクや感染症、サイバー攻撃等のリスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・発災時、非常時における連絡・情報共有体制を円滑に行うため、当所と当市との間における被害情報報告、共有ルートを構築する。
- ・発災後速やかな復興支援策が実施できるよう、市域内において感染者が発生した場合には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。
- ・発災後の復旧費用、運転資金の必要性に備えて、共済・保険の加入促進を行う

○実施目標

商工業者数	小規模事業者数	事業年度	セミナー開催	策定目標（事業者数）	
				BCP	事業継続力強化計画
3,046	2,024	R 8	1	3	2
		R 9	2	4	3
		R 10	2	4	3
		R 11	2	4	3
		R 12	2	4	3

※その他 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和8年4月1日～令和13年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・当所と当市との役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

< 1. 事前の対策 >

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・会報（年4回）やホームページなどにおいて、国の施策案内やリスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む管内小規模事業者の事例紹介等を行う。
- ・巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業者立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入、行政支援の活用等）について紹介・説明する。（まずは会員事業者から取り掛かり、2年目からは会員事業者以外にも紹介・説明していく。）
- ・小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なものを含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行いながら、取組状況を随時確認する。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者等に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なものを含む）の策定セミナーを年1回実施し、実効性のある取組の推進や、効果的な訓練、感染症拡大時への備え、サイバー攻撃対策等について指導及び助言、損害保険の紹介等を実施する。
- ・新型コロナウイルス感染症に関しては、業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・サイバー攻撃の対策については、兵庫県警と連携したサイバーセキュリティセミナーの年1回開催や、会報・ホームページ・メールマガジン等において、サイバー攻撃の脅威や対策の必要性を周知する。

2) 商工会議所自身の事業継続計画の作成

当所は、令和8年3月までに事業継続計画を作成予定。

3) 関係団体等との連携

- ・損害保険会社等に専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーを年1回開催し、損害保険、生命保険及び傷害保険の紹介等を行う。
- ・感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や損害保険、感染症特約付き休業補償など）を会報で紹介等する。
- ・関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催。

4) フォローアップ

- ・小規模事業者の事業者BCP等取組状況の確認
- ・当所及び当市の担当部署間で、状況確認や改善点等について定期的に協議する。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害が発生したと仮定し、当市との連絡ルートの確認等を行う。
（訓練は必要に応じて実施する。）

< 2. 発災後の対策 >

- ・自然災害等による発災時には人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で当市地域内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後速やかに職員の安否報告を行う。
(SNS等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況(家屋被害や道路状況等)を当所と当市で共有する。)
- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業者の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、当市における新型インフルエンザ等対策本部の設置に基づき、当市による感染症対策を行う。

2) 応急対策の方針決定

- ・当所と当市との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合や、夜間休日中の発災のような初動段階の前提条件が相当異なる場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、速やかに情報共有する。

(被害規模の目安)

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none">・管内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等の比較的軽微な被害が発生している。・管内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等の大きな被害が発生している。・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	<ul style="list-style-type: none">・管内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等の比較的軽微な被害が発生している。・管内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等の大きな被害が発生している。
ほぼ被害がない	<ul style="list-style-type: none">・目立った被害の情報がない

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

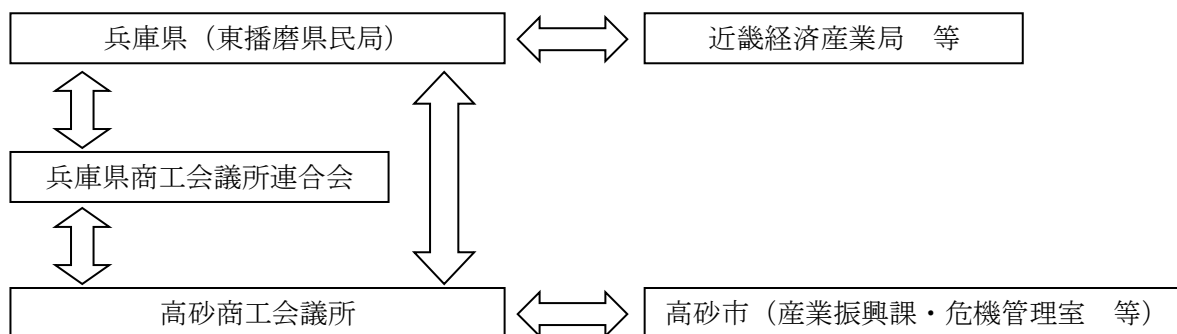
- ・本計画により、当所と当市は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後～1週間	1日に2回共有する
1週間～1ヶ月	1日に1回共有する
1ヶ月以降	2日に1回共有する

< 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制 >

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
具体的には、災害発生に伴う被害情報等を高砂市より入手し、それを基にアンケート調査や、経営指導員を中心とするヒアリング調査を実施する。

- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・当所と当市は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・当所と当市が共有した情報を、県の指定する方法にて当所又は当市より兵庫県（東播磨県民局）へ報告する。
- ・感染症流行の場合、国や都道府県等からの情報や方針に基づき、当所と当市が共有した情報を兵庫県の指定する方法にて当所又は当市より兵庫県へ報告する。



< 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。（国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する。）
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や都道府県、市町等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。

< 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

- ・国・県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を県等に相談する。

※その他 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

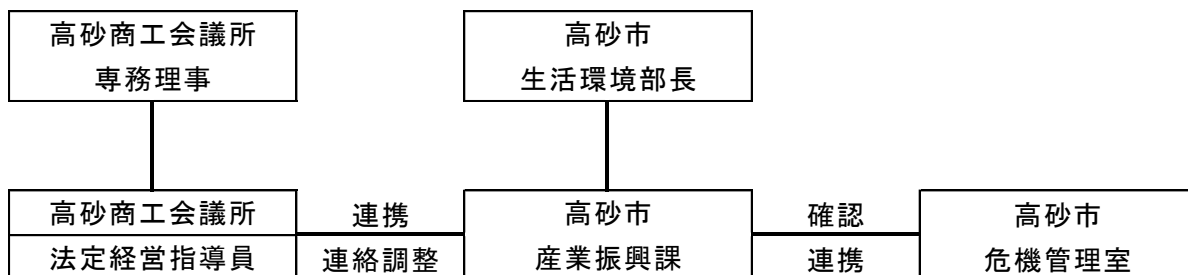
(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和7年12月現在)

(1) 実施体制 (高砂商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/高砂市の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/高砂商工会議所と高砂市の共同体制/経営指導員の関与体制 等)



(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

経営指導員 澤田 尚也 (連絡先は後述 (3) ①参照)

②当該経営指導員による情報の提供及び助言 (手段、頻度 等)

※以下に関する必要な情報の提供及び助言を行う

- ・本計画の具体的な取組の企画や実行
- ・本計画に基づく進捗確認、見直し等のフォローアップ (1年に1回以上)

(3) 商工会/商工会議所、関係市町村連絡先

①高砂商工会議所 中小企業相談所

〒676-8558 兵庫県高砂市高砂町北本町 1104

TEL 079-443-0500 FAX 079-442-0369

E-Mail takasho@takasago-cci.or.jp

②高砂市 生活環境部 産業振興課

〒676-8501 兵庫県高砂市荒井町千鳥 1-1-1

TEL 079-443-9030 FAX 079-443-1102

E-Mail tact2930@city.takasago.lg.jp

※上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
必要な資金の額	300	250	250	250	250
① セミナー開催費	75	75	75	75	75
② 広報費(周知)	150	100	100	100	100
③ 専門家派遣	75	75	75	75	75

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、各種事業収入、兵庫県補助金 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

